

法人キャッシュカード規定 新旧対照表

改定前	改定後
1. (カードの利用) (1) 省略 ① 当行の現金自動預入払出機(以下「自動機」といいます。)を使用して預金の払戻しをする場合。 ② 当行の自動機を使用して普通預金に預入れる場合。 ③ 当行の自動機を使用して預金を払戻し、同時にその金額を普通預金(払戻口座を除きます。)、貯蓄預金に通帳を使用して預入れる(以下「振替」といいます。)場合。 ④ 当行の自動機を使用して振込資金を預金口座から振替により払戻し、振込の依頼をする場合。 ⑤ その他当行所定の取引をする場合。	1. (カードの利用) 省略 ① 当行の現金自動預入払出機(以下「ATM」といいます。)を使用して預金を払戻す場合 ② 当行のATMを使用して普通預金に預入れる場合 ③ 当行のATMを使用して預金を払戻し、同時に代わり金を普通預金(払戻口座を除きます。)、貯蓄預金に通帳を使用して預入れる(以下「振替」といいます。)場合 ④ 当行のATMを使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合 ⑤ その他当行所定の取引をする場合
2. (自動機による預金の預入れ) (1) 自動機を使用して預金に預入れをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作して下さい。 (2) 自動機による預入れは、自動機の機種により当行所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。(以下省略)	2. (ATMによる預金の預入れ) (1) ATMを使用して預金に預入れをする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。 (2) ATMによる預入れは、ATMの機種により当行所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。(以下省略)
3. (自動機による振替) (1) 自動機を使用して振替する場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードおよび預入れの通帳を挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。(以下省略) (2) 前項の操作にあたっては、自動機の画面表示などに従い振替内容をお確かめのうえ、ボタン等により確認操作をしてください。確認操作された後は、自動機による振替の取消はできません。 (3) 自動機を使用して行った振替の取消を必要とする場合は、窓口営業時間内に、振替操作を行った自動機設置店の窓口に応じ出で下さい。(以下省略) (4) 振替により預入れることのできる預金は、当行所定の預入条件によるものとします。 (5) 自動機による振替は1円単位とし、1回あたりの振替金額は当行が定めた範囲内とします。	3. (ATMによる振替) (1) ATMを使用して振替する場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードおよび預入れの通帳を挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。(以下省略) (2) 前項の操作にあたっては、ATMの画面表示等に従い振替内容をお確かめのうえ、ボタン等により確認操作をしてください。確認操作された後は、ATMによる振替の取消はできません。 (3) ATMを使用して行った振替の取消を必要とする場合は、窓口営業時間内に、振替操作を行ったATM設置店の窓口に応じ出でください。(以下省略) (4) 振替により預入れることができる預金は、当行所定の預入条件によるものとします。 (5) ATMによる振替は1円単位とし、1回あたりの振替金額は当行が定めた範囲内とします。
4. (自動機による預金の払戻し) (1) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。(以下省略) (2) 自動機による払戻しは、当行所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行所定の金額の範囲内とします。(以下省略) (3) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことができる金額をこえるときは、その払戻しはできません。	4. (ATMによる預金の払戻し) (1) ATMを使用して預金の払戻しをする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。(以下省略) (2) ATMによる払戻しは、当行所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行所定の金額の範囲内とします。(以下省略) (3) ATMを使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定するATM利用手数料金額との合計額が払戻すことができる金額をこえるときは、その払戻しはできません。
5. (自動機による振込) 自動機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証その他所定の事項を正確に入力してください。(以下省略)	5. (ATMによる振込) ATMを使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、届出の暗証その他所定の事項を正確に入力してください。(以下省略)
6. (自動機利用手数料) (1) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合には、当行所定の自動機の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。 (2) 自動機利用手数料は、預金の払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。 (3) 振込手数料は、振込資金の預金口座から払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引き落とします。	6. (ATM利用手数料) (1) ATMを使用して預金の払戻しをする場合には、当行所定のATMの利用に関する手数料(以下「ATM利用手数料」といいます。)をいただきます。 (2) ATM利用手数料は、預金の払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。 (3) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。
7. (自動機故障時等の取扱い) (1) 停電・故障等により自動機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。 (2) 停電・故障等により当行の自動機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が自動機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として、当行本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。 (3) 省略 (4) 停電・故障等により自動機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。	7. (ATM故障時等の取扱い) (1) 停電・故障等によりATMによる取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。 (2) 停電・故障等により当行のATMによる取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行がATM故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として、当行本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。 (3) 省略 (4) 停電・故障等によりATMによる取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

法人キャッシュカード規定 新旧対照表

改定前	改定後
8. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入) カードにより預入れた金額、払戻した金額、<u>自動機</u>利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当行の<u>自動機</u>で使用された場合または当行本支店の窓口にて提出された場合に行います。(中略) なお、<u>払い戻した金額と自動機</u>利用手数料金額および振込手数料金額は合計額をもって通帳に記入します。	8. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入) カードにより預入れた金額、払戻した金額、<u>ATM</u>利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当行の<u>ATM</u>で使用された場合または当行本支店の窓口にて提出された場合に行います。(中略) なお、<u>払戻した金額とATM</u>利用手数料金額および振込手数料金額は合計額をもって通帳に記入します。
9. (カードの紛失、届出事項の変更等) (1) カードを失った場合には、直ちに<u>本人から</u>の書面によって当店に届出てください。(中略) この届出の前に生じた損害については過失のない限りにおいて当行は責任を負いません。(以下省略) (2) 省略 (3) 法人等の名称、代表者、暗証その他の届出事項において変更があった場合には、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については過失のない限りにおいて当行は責任を負いません。 <u>(4) カードを失った場合のカード再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</u> <u>(5) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。</u>	9. (カードの紛失、届出事項の変更等) (1) カードを失った場合には、直ちに<u>本人から</u>書面によって当店に届出てください。(中略) この届出の前に生じた損害については<u>当行に</u>過失のない限りにおいて当行は責任を負いません。(以下省略) (2) 省略 (3) 法人等の名称、代表者、暗証その他の届出事項において変更があった場合には、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については<u>当行に</u>過失のない限りにおいて当行は責任を負いません。 (4) 削除 (5) 削除
10. (キャッシュカード保険) <u>(1) カードが盗難され、または紛失したことなどにより、本件カードのキャッシュカードサービス機能が不正使用され、契約者が損害を被った場合には、以下に従い、銀行が保険会社と契約しているカード盗難保険の適用を受けることができます。</u> <u>(2) 保険が適用されるのは、契約者が当該カードの紛失・盗難に遭い前条に従って銀行への届出をされた場合で、かつ銀行が盗難・紛失等の届出を受理した日からさかのぼって10日前以降に生じた損害(キャッシュカードサービス機能で不正使用された金額に限り、利息および手数料相当額は含まれません。)に限り、カード1枚につき年間100万円まで補償されます。</u> <u>(3) ただし、次のいずれかに該当する場合には、保険金はお支払いできません。</u> <u>① 契約者(保険契約者が法人の場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)の故意もしくは重大な過失または法令違反に起因する場合。</u> <u>② 契約者の同居の親族および別居の未婚の子、同居人、または使用人が自ら行いもしくは加担した盗難に起因する場合。</u> <u>③ 他人に譲渡、貸与、または担保差入れされたカードによる場合。</u> <u>④ システムが正常に作動していない間に生じた場合。</u> <u>⑤ カードの偽造・変造に起因する場合。</u> <u>⑥ 戦争・地震などによる著しい秩序の混乱に乗じてなされた場合。</u> <u>⑦ その他銀行が保険会社と契約しているカード盗難保険の免責条項に該当する場合。</u>	【 削 除 】
11. (暗証照合等) <u>(1) カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証は他人に知られないようにしてください。</u> <u>(2) 当行が、カードの電磁的記録によって、自動機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものととして処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して預金の払戻しをしたうへは、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は過失のない限りにおいて責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードによるものであり、カードおよび暗証の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の責任については、この限りではありません。</u> <u>(3) 当行の窓口においてカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いました場合にも、前項と同様とします。</u>	【 削 除 】

法人キャッシュカード規定 新旧対照表

改定前	改定後
【新設】	10. (カード・暗証の管理等) (1) 当行はATMの操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当行の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。 (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが偽造・盗難・紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。 (3) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。 (4) カードまたは暗証等についての偽造・変造・盗用その他の事故により、第1項の預金の払戻しが行われた場合であっても、これにより生じた損害について当行は責任を負いません。
【新設】	11. (偽造カード等による払戻し等) 偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。
【新設】	12. (盗難カードによる払戻し等) (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。 ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。 (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。 (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。 ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合 A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合 B 本人関係者によって行われた場合 C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合 ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合
【新設】	13. (カードの再発行等) (1) カードの盗難・紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。 (2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。
12. (自動機への誤入力等) 自動機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は、過失のない限りにおいて責任を負いません。	14. (ATMへの誤入力等) ATMの使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は、当行に過失のない限りにおいて責任を負いません。

法人キャッシュカード規定 新旧対照表

改定前	改定後
13. (解約、カードの利用停止等) (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、<u>そ</u>のカードを当店に返却してください。(以下省略) (2) 省略 (3) 次の場合にはカードの利用を停止することがあります。(以下省略) ① <u>第14条</u>に定める規定に違反した場合、<u>。</u> ② 追加 ③ 追加	15. (解約、カードの利用停止等) (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、<u>当行所定の手続きのうえ</u>カードを当店に返却してください。(以下省略) (2) 省略 (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。(以下省略) ① <u>第16条</u>に定める規定に違反した場合 ② <u>預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途定める一定の期間が経過した場合</u> ③ <u>カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合</u>
14. (譲渡、質入れ等の禁止)	16. (譲渡、質入れ等の禁止)
15. (規定の適用)	17. (規定の適用)
16. (規定の変更)	18. (規定の変更)